

令和6年7月16日

香芝市長 三橋和史 様

香芝市議会議員 川田 裕様

【 質問者： 中井 政友 】

質 問 状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答されたい。

1, 市の消費者相談窓口について。消費者相談窓口が縮小されようとしていると市民の方から声を頂きましたので質問させていただきます。

- ① 消費者相談窓口開設の目的は、何ですか。
- ② 年間、市の消費者相談窓口に来られる相談件数や県のへの相談件数は、いかほどですか。
- ③ 一方、私達議員に来る特殊詐欺等の注意喚起メールは、市内・県内それぞれどれほどですか。
- ④ 市の消費者相談体制について人数や正規・非正規職員、時間設定等は、どのようになっていますか。合わせて奈良県中和の体制についても教えてください。人口比等どのように人員配分されていますか。
- ⑤ 消費者相談窓口開設について市民への周知・お知らせはどのようにされていますか。また十分と考えられていますか。
- ⑥ そのような中で、市の消費者相談窓口が縮小されようとしているようです。どのように縮小されようと考えておられますか。
- ⑦ 特殊詐欺が頻繁に起ころうとしている中で窓口を縮小されようとしているのは、何故にですか。

2, 職員定数管理について

これまでの経過、例えば行政改革は、どうだったか。

参考資料 奈良県Ｈｐ 県内市町村の各種情報、令和4年4月1日現在 県内市町村の定員、給与及び勤務条件の状況について グラフ・図表編

- ①当資料図表を見ると本市全体の職員数は、類似団体との比較において大幅では、ないが令和3年類団比22人超過している。職員数は、各自治体の判断で採用されているのでは、ないか。
- ②本市においても部門別にみると類団比で少ない部門が存在するが本市判断の結果では、ないのか。
- ③法により定数が決められ自由に人員を削減できない幼稚園教諭・保育士職の職員数のために一般行政職員が少ないといえるのか。

3, 定額減税の実施にあたって確認書が対象者に出されているが、見てもよくわからないと声を聴きます。想定質問と答えがホームページにも記載されていますが、ホームページを見ても、よくわからないこともありコールセンターに問い合わせされもしますが、電話が繋がらないことも多くあります。私の聞いた質問類を挙げてみますと、①よくある質問は、4万円と聞いているが2万円しか確認書に記載されていない。どうしてか？②税金なら引きおとしなのに、どうしてわざわざ書類のやり取りが必要なのか。③免許証の裏のコピーが必要なのか。一人1枚コピーするのに10円かかる。手間と時間が掛かる、本当に必要なのか。市民の立場で必要なのかを市で考慮しているのかなどです。

一、コールセンターの人員、コピー代、確認書のやり取りなど国の仕様書のまま実施されているなら市の考えや検討がなく実施されている。市として実施にあたって、市民に分かりやすく丁寧に検討されていれば、質問も少なくなりコールセンターの人員も少なくでき費用も少なくできる。そのようなことなど検討して今後、何事についても実施できないか。また、他市のやり方等も参考にすべきでないか。10円5円のことであるけれども市民に負担をかけたことについて何らかの方法で詫げるべきでないのか。

二、実施にあたって国の通知等が来た時に、基本的なあり方として市民負担軽減や役所として考慮すべきことを、もっと啓発されるような研修をされるべきでないか。

報 道 資 料

令和 5 年 3 月 2 0 日

知事公室市町村振興課行政係

0 7 4 2 - 2 7 - 8 4 1 9 (内線2252)

担当：中野・井上(総括)、高倉(定員)

阪口(給与)、勝水(勤務条件)

県内市町村の定員、給与及び勤務条件の状況について

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

令和 4 年 4 月 1 日現在の「地方公共団体定員管理調査」、「地方公務員給与実態調査」及び「地方公共団体勤務条件等調査」の結果について、県内市町村の状況を全国の状況等と比較の上、発表します。

(参考資料) グラフ・図表編

資料 1	県内市町村の職員数の状況 (R4. 4. 1現在)
資料 2	令和 4 年度部門別職員数の状況
資料 3	類似団体と比較した部門別職員数の状況
資料 4-①	県内12市の職員数の推移
資料 4-②	県内15町の職員数の推移
資料 4-③	県内12村の職員数の推移
資料 5	R4. 4. 1現在 県内市町村のラスパイレス指数及び関連支給状況一覧
資料 6	R4. 4. 1現在 県内市町村別 技能労務職の職員数及び給与の状況
資料 7	令和 4 年全国市区町村における奈良県内市町村のラスパイレス指数の状況
資料 8	令和 3 年度県内市町村の勤務条件の状況

1. 定員（職員数）の状況

○県内市町村総職員数は12,616人（R4.4.1現在）

○前年度との比較（R4・R3比較）

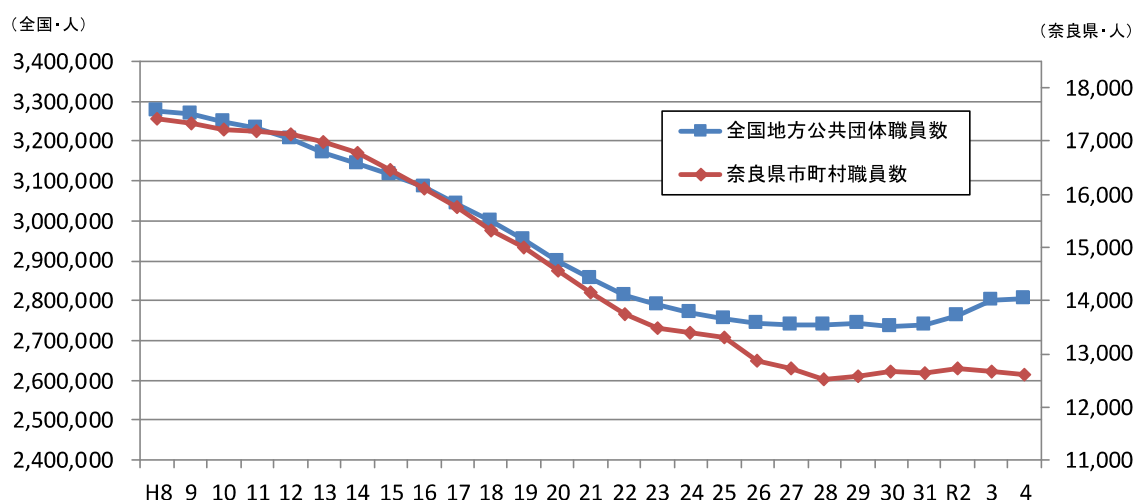
増減数 ▲ 44人

増減率 ▲ 0.35%（全国平均 +0.11%）

○過去5年間の比較（R4・H29比較）

増減数 + 24人

増減率 + 0.19%（全国平均 +2.23%）



県内市町村総職員数は、12,616人で**2年連続で減少**（ピークの平成8年からは4,799人が減少し、総職員数は約3/4(72%)）。

《参考》類似団体の全国平均と部門別職員数の比較（R3）

全国平均：人口規模と産業構造が似た全国の市町村（類似団体）ごとに算出した職員数の平均値

県内市町村の職員数は、類似団体と比べ**+821人**

・前年は+871人で、前年と比べて50人減少

・類似団体と比べて**職員数が多い**のは、民生部門、衛生部門、土木部門、教育部門
(+482人) (+262人) (+17人) (+280人)

[主な理由]

民生部門…公立保育所職員等

衛生部門…清掃業務に従事する職員等

教育部門…公立幼稚園職員等

・類似団体と比べて**職員数が少ない**のは、総務・企画部門、税務部門、農林水産部門
(▲89人) (▲60人) (▲67人)
商工部門
(▲11人)

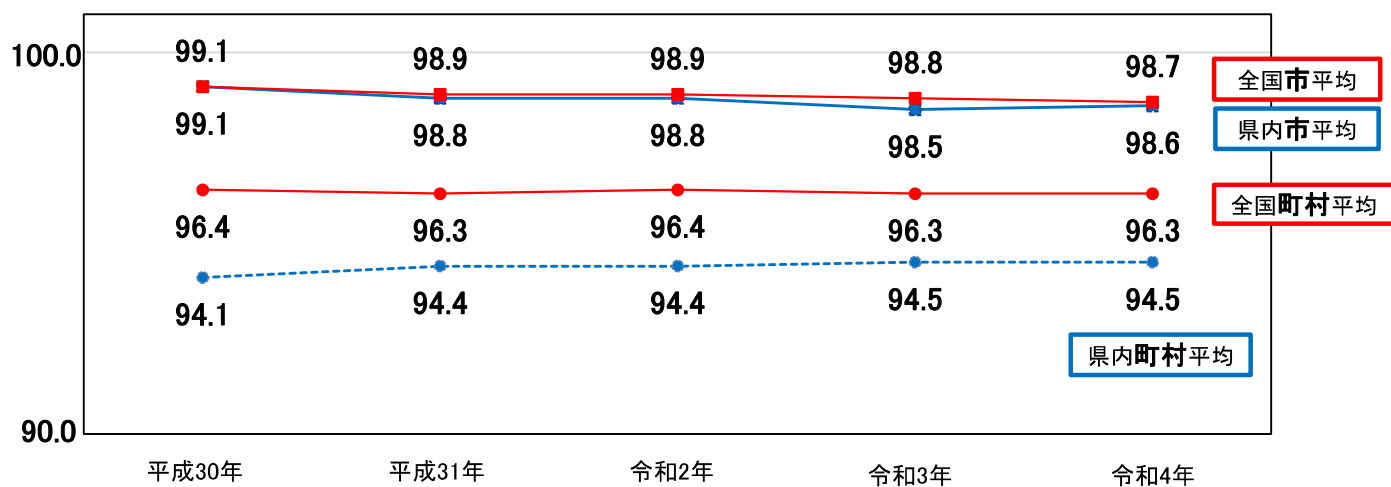
民生、衛生、教育の分野では類似団体と比較して多い傾向にある。一方、総務・企画、税務、農林水産の分野では類似団体より下回る傾向にある。

2. 給与の状況

県内12市平均のラスパイレス指数は、98.6。県内27町村平均のラスパイレス指数は、94.5。
いずれも全国平均を下回っている。

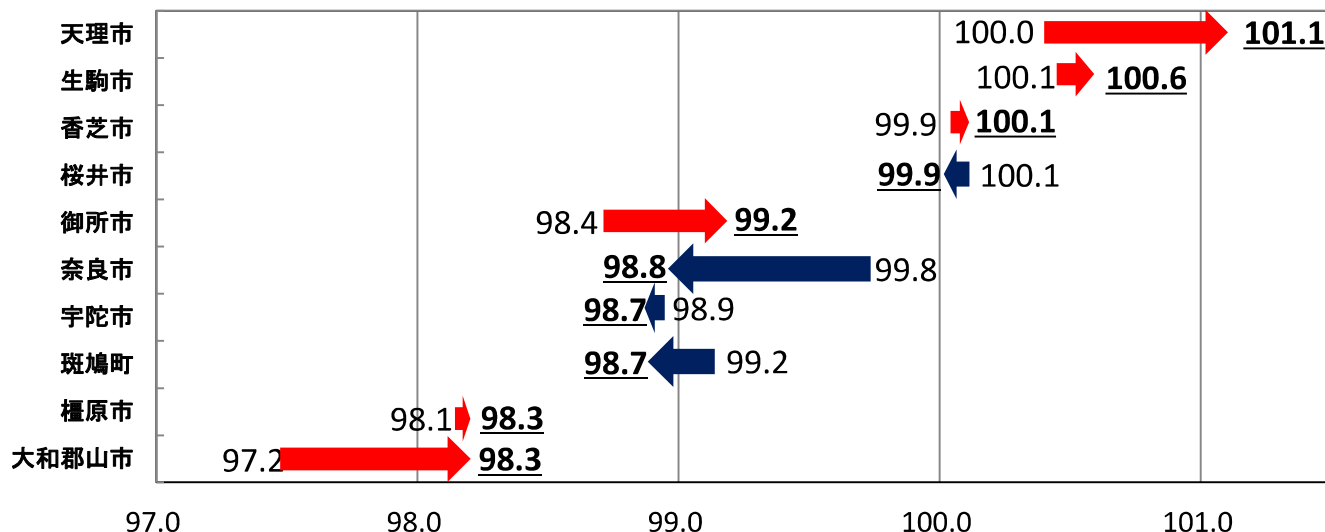
(1)ラスパイレス指数(R4.4.1現在(過去5年間比較))

ラスパイレス指数とは、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で表したものの。



(2)ラスパイレス指数が全国平均*(98.3)以上の市町村(10団体)の状況(R3. 4→R4. 4)

*全国平均: 全国市区町村の平均値



(3) 給与制度・運用の状況

初任給基準	国基準と異なる、初任給基準の状況 ・国の初任給基準を上回っている団体は、大学卒で2団体(奈良市、宇陀市)、短大卒と高校卒ではそれぞれ5団体(奈良市、御所市、宇陀市、平群町、三宅町)。 ・国の初任給基準と比較した給料月額額の超過額は、大学卒では6,500円(4号高)、短卒では2,800円(2号高)、高校卒では4,300円(4号高)となっている。 ● 国家公務員の初任給基準 - 一般職試験(大卒者) 1級25号俸 - 一般職試験(短大卒者) 1級15号俸 - 一般職試験(高卒者) 1級5号俸 ※差額は調査時点で算出。令和4年度の給料表改定により変更となる場合あり。
技能労務職給料表	・技能労務職の給与についても、「職務給の原則」が適用されることから、給料表の級や号給は、職務内容の違いに応じて、適用されるべきもの。 ・技能労務職と国の行政職俸給表(二)(行(二))適用職員の職務内容は全てが一致するものではないが、類似職種と言えることから、行(二)の水準の給料表を用いることが考えられる。 ・県内の市町村で技能労務職について、国の行(二)水準の給料表を用いずに一般行政職の給料表を適用している団体(未分離の団体)は以下のとおり ＜市:11団体＞ 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市 ＜町村:8団体＞ 平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、曽爾村、高取町、上牧町、天川村 ※宇陀市は、経過措置を設けている。
高齢層職員の昇給抑制	・高齢層職員(55歳を超える職員)について、国は標準の勤務成績で昇給を停止。 ・今後、定年が延長されることを考慮すると、高齢層職員において昇給抑制を行わないことは、当該団体の人件費の上昇要因となり得る。 ・県内の市町村で標準の勤務成績の場合に高齢層職員の昇給抑制を行っていないのは以下のとおり。 ＜市:2団体＞ 大和高田市、御所市 ＜町村:19団体＞ 山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、川西町、三宅町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、広陵町、河合町、吉野町、下市町、天川村、野迫川村、十津川村、東吉野村

3. 勤務条件の状況

- ・年次有給休暇の平均取得日数(県内平均)は、10.0日で、全国平均を下回っている。また、取得日数が年5日に満たない職員数の割合(県内平均)は23.1%で、全国平均を上回っている。
- ・時間外勤務が月45時間を超える職員の割合(県内平均)は4.3%で、全国平均を下回っている。
- ・男性職員の育児休業取得率(県内平均)は33.1%で、全国平均を上回っている。

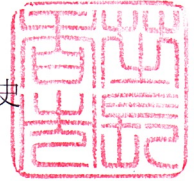
年次有給休暇の 取得状況	・平均取得日数について、県内平均(市町村)は10.0日で、全国平均(市区町村)11.5日と比べ、1.5日少なくなっている。 ・取得日数が年5日に満たない職員数の割合について、県内平均(市町村)は23.1%で、全国平均(市区町村)15.8%と比べ、7.3ポイント高くなっている。 ・取得日数が年5日に満たない職員数の割合が全国平均より高い団体は以下のとおり <市:9団体> 奈良市、大和高田市、天理市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市 <町村:20団体> 山添村、平群町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、御杖村、高取町、明日香村、王寺町、広陵町、吉野町、大淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
時間外勤務の 状況	・月45時間を超える職員の割合について、県内平均(市町村)は4.3%となっており、全国平均(市区町村)4.8%と比べ、0.5ポイント低くなっている。 ・月45時間を超える職員の割合が全国平均より高い団体は以下のとおり <市:5団体> 奈良市、五條市、御所市、生駒市、葛城市 <町村:5団体> 山添村、斑鳩町、川西町、王寺町、吉野町
男性職員の育児 休業の取得状況	・男性職員の育児休業取得率について、県内平均(市町村)は33.1%となっており、全国平均(市区町村)24.2%と比べ、8.9ポイント高くなっている。

香 秘 第 8 8 号

令和6年 8月16日

香芝市議会議長 川田 裕 殿

香芝市長 三 橋 和 史



令和6年7月16日付け中井政友議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

中井政友議員提出の文書質問に対する回答書

1 (1)について

消費生活相談窓口の設置の目的は、市民の消費生活の安全・安心をより一層確保するためである。

1 (2)について

令和5年度の相談件数は、香芝市消費生活センターが249件、奈良県中南和相談所が168件、奈良県消費生活センターが140件（奈良県中南和相談所及び奈良県消費生活センターの相談件数は香芝市民のみ）である。

1 (3)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、香芝市消費生活センターから個別に注意喚起のメールを送ることはない。

1 (4)について

香芝市消費生活センターは、パートタイムの会計年度任用職員2人を相談員として雇用し各日1人体制で、月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日に、10時から12時まで及び13時から14時まで受付している。また、広陵町とは相互連携体制を構築しており、相談員1人を各日1人体制で、木曜日に、10時から12時まで及び13時から15時まで受付している。

なお、相談員の配置に当たっては、各自治体で個別に雇用し、配置している。

また、近隣市の状況は次表のとおりである。

	相談員	人数体制	曜日	時間
大和高田市	2人	1人体制	月～金	10時～12時 13時～16時
葛城市	2人	1人体制	月	10時～16時
橿原市	5人	2人体制	月～木	10時～12時、 13時～15時30分
桜井市	3人	2人体制	月～水、金	10時～15時30分

1 (5)について

消費生活相談窓口を設置していることについては、本市ホームページ、広報紙及び啓発物品の配布により周知を行っている。

特に広報紙による周知は、事例等の紹介やお知らせを年2回行っているため、市民には広く知っていただいているものと考えている。

1(6)について

奈良県の補助金の縮小に伴い、事業や予算の廃止や縮小も検討した上で、可能な限り従来どおりの窓口を継続するため、相談時間の短縮を行った。

1(7)について

前記のとおりである。

2(1)について

採用する職員の職種や人数については、本市の判断により決定している。

2(2)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

2(3)について

本市において、類似団体と比較して人数が超過しているにもかかわらず、一般行政部門の人数が少なくなっている一因として、民営化が遅れており、市立保育所や幼稚園等が多いことにあると考えている。

3(1)について

御指摘の「定額減税」が「定額減税調整給付金事業」のことを意味するとすれば、同事業は限られた交付金の中で実施するものであるため、本市としては、国の仕様書や他市の事例等を参考にしながら総合的に判断した上で、最善の方法を採用したものと考えている。

3(2)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、同事業にかかわらず、本市の基本的な考え方として、事業をするに当たっては、国の仕様書や他市の事例等を参考にしながら総合的に判断した上で、最善の方法を採用するように努めている。

今後においても最善の方法を採用することができるように努めていく。